

# 臨時株主総会 ウェブサイト掲載事項

- ① 大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等
- ② ミネベア株式会社の定款
- ③ ミネベア株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

## ミツミ電機株式会社

当社は、臨時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等、ミネベア株式会社の定款およびミネベア株式会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsumi.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## ① 大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

### 大和証券によるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等

大和証券は、ミツミ及びミネベアで合意された株式交換比率がミツミの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するにあたり、株式交換比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、ミツミ及びミネベアから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、ミツミ及びミネベア並びにそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下、同じとします。）の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のあるミツミ及びミネベア並びにこれらの関係会社の事実（偶発債務及び訴訟等を含みます。）については、現在及び将来にわたり大和証券に対して未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下におけるミツミ及びミネベア並びにそれらの関係会社の支払能力又は信用力についても評価を行っておりません。大和証券は、ミツミ及びミネベア並びにそれらの関係会社のいかなる財産又は設備の実地の見分を行っておらず、またその義務を負うものではありません。ミツミの会計及び法務の各アドバイザーは、ミツミと予め合意した事項及び範囲においてミネベアに対する各デュー・ディリジェンスを実施しており、大和証券は、かかるデュー・ディリジェンスの対象事項及び範囲について独自に検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオン記載の意見を述べるにあたり、大和証券に提供された事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、ミツミ及びミネベアそれぞれの経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適正な手続に従って作成されたことを前提としており、大和証券は、当該事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証を行っておらず、その義務又は責任を負うものではありません。大和証券は、当該事業計画及び財務予想作成にかかる各種前提条件が正確かつ実現可能であることを前提としており、これらの正確性及び実現可能性について、独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、大和証券が検討した本株式交換契約書案と実質的に同一内容を有する本株式交換契約書が適法かつ有効に作成され、ミツミの株主総会（及び必要となる場合は、ミネベアの株主総会）で承認されること、大和証券が検討した本経営統合契約書案と実質的に同一内容を有する本経営統合契約書がミツミ及びミネベアとの間で適切かつ有効に締結されること、本株式交換が本株式交換契約書及び本経営統合契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換

契約書及び本経営統合契約書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約書及び本経営統合契約書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両社から提示された想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。大和証券は、本株式交換の実行に関するミツミの意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することをミツミから依頼されておらず、また検討していません。大和証券は、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。

大和証券は、ミツミより提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としています。

大和証券は、本株式交換に関するアドバイザリー業務提供の対価として、ミツミから手数料を受領しています。大和証券は、本株式交換契約書案及び本経営統合契約書案の作成その他の本株式交換に関する交渉の一部に関連して助言を提供しておりますが、本株式交換契約書案及び本経営統合契約書案の決定プロセスには関与していません。大和証券の親会社である株式会社大和証券グループ本社を中心に構成されている大和証券グループは、主たる事業として有価証券関連業を中心とした投資・金融サービス業を行っており、過去、現在及び将来において、ミツミ及びミネベア並びにそれらの関係会社に対して、有償で、サービスを提供し又は今後提供することがあります。ミツミは、本株式交換以外の案件に関し、大和証券又はその関係会社が、現在又は将来、ミネベア及びそれらの関係会社に対して手数料を得て役務提供をし、又はする可能性があることについて了知し、当該役務提供を行うことについて予め異議なく承諾しています。また、大和証券及びその関係会社は、ミツミ及びミネベア並びにそれらの関係会社の有価証券及び金融派生商品を含む金融商品を、自己又は顧客の勘定で取引又は保有することがあります。

本フェアネス・オピニオンは、大和証券がミツミからの依頼に基づいてミツミが本株式交換における株式交換比率を検討するための参考情報をミツミの取締役会に提供することを唯一の目的（以下「本フェアネス・オピニオン作成目的」といいます。）として作成されたものです。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。また、ミツミは、大和証券の書面による事前の同意なく、本フェアネス・オピニオンを第三者に開示、参照又は伝達させること及び第三者のために使用すること（以下、総称して「本件開示」といいます。）はできません。大和証券の事前の了承を得てなされる本フェアネス・オピニオンの第三者に対する本件開示の場合においても、唯一ミツミが責任を負うものとし、大和証券は責任を負うものではありません。大和証券は、ミツミ以外の第三者に対して本フェアネス・オピニオンの記載内容又は本株式交換に関連して、一切の責任を負うものではなく、かつ、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して一切の責任を負うものではありません。さらに、本フェアネ

ス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、ミツミの普通株主に対して本株式交換に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、ミツミ株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、ミツミの普通株主にとって本株式交換比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、ミツミの普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式交換比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又はミツミの本株式交換に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引されるミツミ又はミネベアの普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものでもありません。大和証券は、本株式交換比率に関して、本株式交換に関わるいかなる役員、取締役若しくは従業員、又はこれらと同様の者が受け取る予定のいかなる報酬の額や性質が公正であるか否かについて、意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則等に従って作成された財務情報に依拠しており、当該財務情報が国際財務報告基準に従って作成された場合に生じ得る差異については考慮に入れておりません。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、本フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、市場その他の状況も前提としており、当該日付現在までに大和証券が入手可能な情報に依拠していますが、入手し得る資料及び情報に制約があるため、本株式交換における株式交換比率の検討に使用した資料及び情報の中には、当該日付と異なる時点の資料及び情報も一部含まれております。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は今後の状況の変化により影響を受ける可能性があります。大和証券はその意見を修正、変更、更新、補足又は再確認する義務を一切負いません。

以 上

② ミネベア株式会社の定款

## 定 款

平成28年6月29日改正

ミネベア株式会社

## 目次

第1章	総	則	1
第2章	株	式	2
第3章	株主総	会	3
第4章	取締役及び取締役会		3
第5章	監査役及び監査役会		5
第6章	計	算	5

# ミネベア株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 本会社は、商号をミネベア ミツミ株式会社とする。  
英文呼称は下記の通り表示呼称する。  
MINEBEA MITSUMI Inc.

(目的)

第2条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入
  - (1) 鋼球及び球入軸受類
  - (2) 電気回転機器、制御機器及び減速機器
  - (3) 半導体素子、光学素子、電子応用機器及び精密機器
  - (4) 航空機または飛しょう体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器
  - (5) 電子音響機器
  - (6) 螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類
  - (7) 普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼
  - (8) 火工品、拳銃及びその他の銃砲
  - (9) 計測機器及び各種検出機器
  - (10) 家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具、通信機器及びこれらに関連する機械器具、車輛用機器及びその周辺機器並びに理化学用機械器具
  - (11) 自動車用車輪及びその他の重要部分品
  - (12) 非鉄金属ダイカスト製品
  - (13) 駐車装置及びその部品
  - (14) 前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品
2. 医療機器の製造、販売、製造販売、修理及び輸出入
3. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督
4. 熱処理加工及び表面処理加工
5. 板金加工及びプレス加工
6. 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び管理業
7. 金銭貸付業
8. その他前各号に付帯関連する事業
9. 有価証券投資

(本店の所在地)

第3条 本社は、本店を長野県北佐久郡御代田町に置く。

(機関)

第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 本社の発行可能株式総数を、10億株とする。

(単元株式数)

第7条 本社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 本社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。

本社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 本社の株式に関する取扱い及び手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 本社は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。

本社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とみなすことができる。



### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会は、代表取締役が議長となり、代表取締役が複数あるとき、または欠員もしくは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考資料のインターネット開示とみなし提供)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使できる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  
会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第17条 本会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  
取締役の選任決議は累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長各1名を定めることができる。

(取締役の分掌)

第20条 取締役会長は、業務の大綱を総攬し、取締役副会長は取締役会長を補佐する。代表取締役は、会社を代表し、会社業務全般の執行状況を監督する。  
取締役会長に事故があるときは、取締役副会長が代行する。  
代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が代行する。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役の報酬)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の議長及び招集)

第23条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が複数あるとき、または欠員もしくは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。  
取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法及び決議の省略)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。  
ただし、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問)

第25条 取締役会は、その決議により相談役及び顧問等を選任し、かつその報酬を定めることができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関するその他の事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第28条 本会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関するその他の事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第36条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第37条 本会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当金は支払い開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。

## 附 則

第1条(商号)及び第17条(取締役の定員)の変更は、平成28年3月30日付株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生することを条件として、その効力発生日である平成29年3月17日からその効力を生じる。

なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。

以 上

③ ミネベア株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告に係る附属明細書  
連結貸借対照表  
連結損益計算書  
連結株主資本等変動計算書  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
計算書類の個別注記表  
計算書類に係る附属明細書  
連結計算書類に係る  
会計監査人の監査報告  
計算書類に係る  
会計監査人の監査報告  
監査役会の監査報告

ミネベア株式会社

# 事業報告

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、当初は円安、株高、原油価格安を背景に高い成長が期待されていましたが、春先から夏場にかけて個人消費、設備投資、輸出が伸び悩む等景気の低迷が見られ、期後半には中国を中心とした新興国経済の減速と資源価格の大幅な下落、さらには急速な円高の進行により先行きの不透明感が強まりました。米国経済は、サービス業を中心に堅調に推移し、雇用環境の改善を背景に家計部門を中心とする景気拡大が続きました。欧州経済は、域外輸出に減少が見られましたが、域内消費主導で緩やかな景気回復が続きました。一方、アジア地域の経済については、中国の抱える過剰設備や不動産開発投資減速の実態が徐々に明らかになるにつれ、景気の先行きに対する不透明感が増大しました。アセアン諸国は、中国への依存度が高いことから同国向けの輸出が伸び悩みましたが、公共投資や消費刺激策等の政策による下支えもあり、緩やかな回復が続きました。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発及び拡販活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は609,814百万円と前連結会計年度に比べ109,138百万円(21.8%)の大幅な増収となり、創業以来初めて6千億円を超えました。営業利益は51,438百万円と前連結会計年度に比べ8,663百万円(△14.4%)の減益、経常利益は46,661百万円と前連結会計年度に比べ13,479百万円(△22.4%)の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は36,386百万円と前連結会計年度に比べ3,501百万円(△8.8%)の減益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、内製部門を「電子機器製造本部」に含める等の会社組織の変更を行い、これに伴い、セグメント情報の変更を行っております。

#### 機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングのほかに、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ及び自動車用と航空機用のねじであります。主力製品であるボールベアリングは、全ての主要市場において需要が好調に推移し、売上、利益ともに増加しました。航空機に使用されるロッドエンドベアリングの売上は、省エネ化の需要が強い民間機向けを中心に増加しました。ピボットアッセンブリーは、HDD市場規模縮小の影響を受け売上がわずかに減少しましたが、生産効率の改善が進み、営業利益は増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は163,811百万円と前連結会計年度に比べ8,026百万円(5.2%)の増収となり、営業利益は40,854百万円と前連結会計年度に比べ1,132百万円(2.9%)の増益となりました。

### 電子機器事業

電子機器事業は、電子デバイス(液晶用バックライト、計測機器等)、HDD用スピンドルモーター、ステッピングモーター、DCモーター、ファンモーター、精密モーター及び特殊機器が主な製品であります。液晶用バックライトは、スマートフォンの高級志向が進む中、薄型技術に優位性を持つ当社製品の需要拡大と購入部品増加による販売単価の上昇がありました。期後半に主要顧客からの当初要求数量と実際の販売数量との間に想定以上の大きな乖離が生じたことにより、売上は前連結会計年度に比べ大きく増加したものの当初見込みを下回り、利益も前連結会計年度比では大きく減益となりました。計測機器は、前期に買収したザルトリウスメカトロニクスT&Hグループの貢献もあり、売上と利益がともに大きく増加しました。HDD用スピンドルモーターはHDD市場規模縮小の影響を受け売上はわずかに減少しました。ステッピングモーターは、OA及び自動車向けを中心に売上、利益ともに増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は445,467百万円と前連結会計年度に比べ100,743百万円(29.2%)の大幅な増収となり、営業利益は22,336百万円と前連結会計年度に比べ8,411百万円(△27.4%)の減益となりました。

### その他の事業

その他の事業は、自社製機械が主な製品であります。当連結会計年度の売上高は536百万円と前連結会計年度に比べ370百万円(222.5%)の増収、営業損失は124百万円と前連結会計年度に比べ96百万円の悪化となりました。

なお、当連結会計年度の営業利益は、上記以外に調整額として各セグメントに帰属しない全社費用等11,627百万円を含んでおります。前連結会計年度の調整額は10,340百万円でした。

## ② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業7,735百万円、電子機器事業29,012百万円、その他の事業178百万円及び全社(共通)6,953百万円で総額43,878百万円であります。

機械加工品事業の主なものは、タイにおけるベアリング関連設備及びメカニカルパーツ関連設備であります。電子機器事業の主なものは、タイにおける液晶用バックライト及び部品関連設備であります。その他の事業及び全社(共通)の主なものは、カンボジア工場増設であります。

なお、設備投資金額には、無形固定資産2,311百万円及び新規ファイナンス・リース契約による資産増加分62百万円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び借入金を充当しました。

当連結会計年度末現在の社債等を含めた借入総額は137,109百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 (平成24.4～ 平成25.3)	第 68 期 (平成25.4～ 平成26.3)	第 69 期 (平成26.4～ 平成27.3)	第 70 期 (当連結会計年度) (平成27.4～ 平成28.3)
売 上 高 (百万円)	282,409	371,543	500,676	609,814
経 常 利 益 (百万円)	7,673	28,065	60,140	46,661
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,804	20,878	39,887	36,386
1株当たり当期純利益(円)	4.83	55.94	106.73	97.26
総 資 産 (百万円)	362,805	381,278	490,043	459,427
純 資 産 (百万円)	137,858	163,463	233,679	237,973

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 67 期 (平成24.4～ 平成25.3)	第 68 期 (平成25.4～ 平成26.3)	第 69 期 (平成26.4～ 平成27.3)	第 70 期 (当事業年度) (平成27.4～ 平成28.3)
売 上 高 (百万円)	204,291	247,885	343,358	451,101
経 常 利 益 (百万円)	8,424	13,470	24,109	15,950
当 期 純 利 益 (百万円)	2,880	8,005	9,575	11,750
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	7.71	21.45	25.62	31.41
総 資 産 (百万円)	355,589	366,852	389,214	368,266
純 資 産 (百万円)	175,315	180,911	187,119	192,539

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
NMB-Minebea Thai Ltd.	タイ	15,305,363 千BT	100.0	機械加工品及び電子機器の製造販売
NMB (USA) Inc.	米 国	311,093 千US\$	100.0	持株会社
NMB Technologies Corporation	米 国	6,800 千US\$	100.0 (100.0)	機械加工品及び電子機器の販売
New Hampshire Ball Bearings, Inc.	米 国	94,000 千US\$	100.0 (100.0)	ベアリングの製造販売
NMB-Minebea-GmbH	ドイツ	11,274 千EUR	100.0	機械加工品及び電子機器の販売
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	中 国	239,060 千US\$	100.0	機械加工品及び電子機器の製造販売
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	香 港	100,000 千HK\$	100.0	機械加工品及び電子機器の販売
NMB SINGAPORE LIMITED	シンガポール	38,000 千S\$	100.0	ベアリングの製造並びに機械加工品及び電子機器の販売
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	カンボジア	50,000 千US\$	100.0	電子機器の製造販売

(注) 議決権比率欄の ( ) 内は、間接所有割合を内数で示しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を社是としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この社是の下、当社グループは株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するとともに、持続的な企業価値の向上をはかることを経営の基本方針としております。また、当社グループは、「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」を中心とした企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは上記経営の基本方針に基づき、高付加価値製品の開発を含めた従来製品の一層の収益向上と、機械加工製品技術と電子機器製品技術が融合された複合製品事業も含めた事業ポートフォリオの再構築を検討し、製造、営業、技術及び開発の、領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開と研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、事業ポートフォリオの再構築及び企業価値の拡大を積極的に進めてまいります。

これらを具体的に推し進め、業績の一層の改善をはかるため、下記に示す平成30年3月期を目標とする新「5本の矢」の戦略を設定し、その執行に取り組んでまいります。

- ① ボールベアリングの外販目標数量を月平均1億8千万個とする。  
ベアリング事業では順調に販売拡大が進み、既に単月ベースでは外販1億6千5百万個を達成しております。今後徹底的な市場の掘り起こしと新用途の開発により月平均1億8千万個の外販を目指します。
- ② 複合製品の開発、拡販を行い、“Electro Mechanics Solutions”をさらに加速する。  
既に計画を上回る実績をあげておりますが、より複雑化、高難度化する複合製品に向けた技術力を確立することにより、さらなる新製品の開発と拡販を目指します。
- ③ 照明器具及びその部品の事業基盤を確立する。  
連結子会社であるパナソニック社のワイヤレス通信技術と当社の光学、精密加工技術を融合し、スマートシティ、新型LED照明器具SALIOT (Smart Adjustable Light for the Internet Of Things) 等の事業を進めます。

- ④ 計測機器関連製品の年間売上目標を500億円とする。  
ザルトリウスメカトロニクスT&Hグループの買収により年間売上目標を500億円に引き上げます。
- ⑤ 航空機部品事業の売上目標を700億円とする。  
買収したセロベア社とグローバル・プレゼンスを生かしたシナジー効果の最大化により、民間航空機向け需要の掘り起こしと新型モデルへの対応を行い、ロッドエンドベアリングなどの航空機部品事業として700億円の売上を目指します。

なお、当社は、平成26年11月に韓国公正取引委員会から、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して、当社及び当社韓国子会社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令及び当社に対する課徴金4,912百万ウォン（527百万円）の支払いを命じられ、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。また、韓国公正取引委員会からの処分に関連して、平成27年9月11日付で韓国ソウル中央地方検察庁から韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして起訴されておりましたが、平成27年10月30日、ソウル中央地方裁判所において、当社及び当社韓国子会社に対して、それぞれ、罰金刑100百万ウォン（10百万円）と罰金刑70百万ウォン（7百万円）の判決が言い渡され、全額の支払いを行っております。

平成27年2月に、当社は米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万米ドル（1,610百万円）の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。

これらの調査に関連して、当社及び当社子会社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。

上記訴訟の結果により、損害賠償金による損失が発生する可能性があります。現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

なお、当社及び当社子会社はシンガポールの競争当局の調査を受けて対応しており、当連結会計年度においては特に進展はありませんでしたが、平成28年5月4日付にて調査を終了する旨の通知をシンガポール競争当局より受けました。

これらの処分等につきまして、株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社は、これらの処分等を招いた行為の再発を防ぐため、独占禁止法コンプライアンス・プログラムをさらに充実させ、全役職員に対して徹底したコンプライアンス教育を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

区 分	主 要 製 品
機械加工品事業	ボールベアリング、ロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置(HDD)用ピボットアッセンブリー、自動車用及び航空機用ねじ等
電子機器事業	電子デバイス(液晶用バックライト、計測機器等)、HDD用スピンドルモーター、ステッピングモーター、DCモーター、ファンモーター、精密モーター及び特殊機器等
その他の事業	自社製機械等

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	長野県北佐久郡御代田町
東 京 本 部	東京都港区
工 場	軽井沢工場 (長野県北佐久郡御代田町) 浜松工場 (静岡県袋井市) 藤沢工場 (神奈川県藤沢市) 米子工場 (鳥取県米子市) 松井田工場 (群馬県安中市)
営 業 拠 点	東京事務所 (東京都港区) 名古屋事務所 (愛知県名古屋市) 大阪事務所 (大阪府大阪市)

② 主要な子会社の事業所

前記の「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
機 械 加 工 品 事 業	17,592 名	709 名減
電 子 機 器 事 業	44,096 名	792 名減
そ の 他 の 事 業	183 名	43 名増
全 社（共通）	609 名	29 名減
合 計	62,480 名	1,487 名減

- (注) 1.使用人数は就業人員数であります。  
2.全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
3.当連結会計年度より、内製部門を「電子機器製造本部」に含める等の会社組織の変更を行い、これに伴い、セグメント情報の変更を行っております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3,464 名	89 名増	43.8 歳	17.5 年

- (注) 使用人数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	39,599 百万円
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン	25,850 百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	17,591 百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	17,564 百万円

- (注) シンジケートローンは、三井住友信託銀行株式会社1件、株式会社三菱東京UFJ銀行2件及び株式会社三井住友銀行1件を幹事として組成された4件の合計額を表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社とミツミ電機株式会社は、平成27年12月に対等の精神に基づく経営統合に向けた協議・検討を進めていくことについて合意し、協議を重ね、平成28年3月30日に当社とミツミ電機株式会社との間で、経営統合契約及び株式交換契約を締結いたしました。

この株式交換契約に基づく株式交換については、平成28年12月27日開催予定のミツミ電機株式会社の臨時株主総会において承認を得た上で、平成29年3月17日を効力発生日として行う予定です。当社につきましては、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行われる予定です。

なお、株式交換の方式は、当社を株式交換完全親会社、ミツミ電機株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。

## 2. 会社の株式等に関する事項

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 399,167,695株
- ③ 株主数 26,667名
- ④ 単元株式数 1,000株

（平成28年5月1日付の定款変更により、1単元の株式数を従来の1,000株から100株へ変更しております。）

### ⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,649	6.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,677	4.94
公益財団法人高橋産業経済研究財団	15,447	4.09
三井住友信託銀行株式会社	15,349	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	13,623	3.60
全国共済農業協同組合連合会	10,380	2.74
株式会社啓愛社	10,100	2.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,057	2.66
株式会社三井住友銀行	10,000	2.64
第一生命保険株式会社	5,062	1.34

(注) 1.当社は、自己株式21,021,093株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当該事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権 1個当たりの 発行価格	新株予約権 1個当たりの 行使価額	新株予約権の 権利行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
ミネベア株式会社 2012年発行 第1回新株予約権 (平成24年7月17日)	平成24年 6月28日	470個	普通株式 47,000株	25,200円	100円	平成24年7月18日から 平成54年7月16日まで	250個 (4名)
ミネベア株式会社 2013年発行 第2回新株予約権 (平成25年7月16日)	平成25年 6月27日	420個	普通株式 42,000株	36,700円	100円	平成25年7月17日から 平成55年7月15日まで	350個 (6名)
ミネベア株式会社 2014年発行 第3回新株予約権 (平成26年7月18日)	平成26年 6月27日	252個	普通株式 25,200株	117,400円	100円	平成26年7月19日から 平成56年7月17日まで	210個 (6名)

(注) 1.新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株であります。

- 2.発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（1株当たり1円）を合算しております。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺しております。

- 3.新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、全て自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

なお、自己株式により充当させる場合は、資本組入を行いません。

- 4.①新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。

③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。

- 5.新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成24年2月2日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

社債の総額	7,700百万円
各社債の金額	100百万円
利率	年率0.60%（固定）
社債の発行日	平成24年2月20日
償還の方法及び期限	平成29年2月20日に総額を社債の金額100円につき100円で償還する。
募集または割当方法	第三者割当により全額を株式会社日本政策投資銀行に割り当てる。
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	77個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権に係る社債の額面金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引き換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法 (1) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 (2) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 2 転換価額 当初、382円とする。なお、転換価額が調整された場合は調整後の転換価額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年3月2日から平成29年2月12日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	貝 沼 由 久	
取締役 副社長執行役員	加藤木 洋 治	管理・経理・IT部門担当兼人事総務部門担当兼財務・コンプライアンス推進部門財務部、内部統制推進室、内部監査室担当
取締役 専務執行役員	矢 島 裕 孝	機械加工品製造本部長兼製造支援部門担当
取締役 専務執行役員	藤 田 博 孝	電子機器製造本部長兼車載・海外モーター部門担当
取締役 専務執行役員	許 斐 大 司 郎	営業部門担当兼欧州総支配人
取締役 専務執行役員	内 堀 民 雄	経営企画部門担当
取締役 専務執行役員	岩 屋 良 造	電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当兼ライティングデバイス事業部長
取締役 常務執行役員	野 根 茂	営業部門副担当兼日本・アジア地域統括
取 締 役	村 上 光 鶴	弁護士
取 締 役	松 岡 卓	株式会社啓愛社取締役副社長執行役員
常 勤 監 査 役	清 水 一 成	
常 勤 監 査 役	時 丸 和 好	
監 査 役	陸 名 久 好	税理士
監 査 役	柴 崎 伸 一 郎	弁護士

- (注) 1.取締役村上光鶴及び松岡 卓の両氏は、社外取締役であります。なお、村上光鶴氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
- 2.監査役時丸和好、陸名久好及び柴崎伸一郎の3氏は、社外監査役であります。なお、柴崎伸一郎氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
- 3.監査役時丸和好氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4.監査役陸名久好氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、監査役鴨井昭文及び棚橋和明の両氏は任期満了により退任いたしました。

6.平成28年4月1日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	変 更 前	変 更 後
藤 田 博 孝	電子機器製造本部長兼車載・海外モーター部門担当	電子機器製造本部長
岩 屋 良 造	電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当兼ライティングデバイス事業部長	電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 (名)	報 酬 等 の 額 (千円)			
		基本報酬	賞 与	ストック・ オプション	合 計
取 締 役 (うち社外取締役)	10 (2)	335,545 (17,776)	180,063 (-)	7,759 (-)	523,367 (17,776)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (4)	53,536 (36,041)	- (-)	- (-)	53,536 (36,041)
合 計	16	389,081	180,063	7,759	576,903

- (注) 1.上記には、平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役鴨井昭文及び棚橋和明の両氏が含まれております。
- 2.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3.取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。）と決議いただいております。また、平成24年6月28日開催の第66回定時株主総会において、かかる報酬額の範囲内で、年額3,000万円の範囲内にて、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等を付与することにつき決議いただいております。
- 4.監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
- 5.報酬等の額には、当事業年度中に支払った役員賞与63千円及び当事業年度中に役員賞与引当金として計上している180,000千円を含めております。
- 6.ストック・オプションには、当事業年度における費用計上額を記載しております。
- 7.報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
取締役松岡 卓氏は、株式会社啓愛社の取締役副社長執行役員を兼務しております。なお、当社は同社より機械設備、部品及び油脂類等の購入を行っております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出 席 及 び 発 言 の 状 況
取 締 役 村 上 光 鷗	当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 松 岡 卓	当事業年度に開催した13回の取締役会のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 時 丸 和 好	平成27年6月26日の監査役就任以降に開催した11回の取締役会の全てに出席し、また、監査役就任以降に開催した12回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 陸 名 久 好	当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した15回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 柴 崎 伸 一 郎	当事業年度に開催した13回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した15回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役及び社外監査役の各氏は、平素より法令遵守の視点に立った発言をしております。本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (4)対処すべき課題」に記載の独占禁止法違反に係る件については、グループ全体で再発防止に努めるよう求めるとともに、コンプライアンス、内部統制の観点から各種の提言を行いました。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	95百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	263百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、財務・税務デューデリジェンスについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは、NMB-Minebea Thai Ltd.、NMB (USA) Inc.、NMB Technologies Corporation、New Hampshire Ball Bearings, Inc.、NMB-Minebea-GmbH、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.、MINEBEA (HONG KONG) LIMITED、NMB SINGAPORE LIMITED、MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.であります。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- ① 当社グループは、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動をとるため、『ミネベアグループ行動規範』（以下、「行動規範」という。）、『ミネベアグループ役員・従業員行動指針』（以下、「行動指針」という。）及び『コンプライアンス管理規程』（以下、「管理規程」という。）を定めます。
- ② 「行動規範」及び「行動指針」においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的指針及び基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置して、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。「管理規程」においては、当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針、組織体制及び運営などの基本事項を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を適宜適切に実施いたします。
- ③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。また、その徹底をはかるため「行動規範」及び「行動指針」にもその旨を明記いたします。
- ④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。
- ⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

### (2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- ① 当社グループは、『ミネベアグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。
- ② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、2日以内に本社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）**

- ① 当社グループは、リスク管理を体系的に定める『ミネベアグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。
- ② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。
- ③ 危機管理委員会は、定期的上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。

**(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率的職務執行体制）**

- ① 当社は、取締役を10名以内とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。
- ② 当社グループは、取締役、執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各製造本部・事業部及び部門が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各製造本部長・事業部長及び部門担当が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各製造本部・事業部及び部門と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）**

- ① 当社の製造本部・事業部組織及び部門組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。
- ② 当社グループに共通の「行動規範」及び「行動指針」を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。
- ③ 当社グループに共通の『グループ会社管理規程』を制定し、当社の日本国内及び海外におけるグループ会社に対する管理基準及び管理手続きを定め、当社及びグループ会社からなる企業集団としての事業発展、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上をはかります。
- ④ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。

- ⑤ グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
  - ⑥ 内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。
- (6) **監査役の監査の実効性を確保するための体制（監査体制関連事項）**
- ① **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
    - イ 補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。
    - ロ 監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備いたします。
    - ハ 補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令により行われます。
    - ニ 補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。
  - ② **取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
    - イ 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
      - (a) 上席執行役員会議で協議された事項
      - (b) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
      - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
      - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
      - (e) 重大な法令・定款違反
      - (f) コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
      - (g) その他コンプライアンス上重要な事項
      - (h) 取締役または執行役員が決裁した稟議事項
      - (i) 取締役または執行役員が決裁した契約事項
      - (j) 訴訟に関する事項
    - ロ 執行役員は前イ(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前イ(b)及び(e)に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。
    - ハ グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、前イ(b)ないし(e)に関する事項を監査役会に直接報告することができます。
    - ニ 当社及びグループ会社の役職員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないものといたします。
  - ③ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
    - イ 監査役に対して、取締役、執行役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。



- 内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。
- ハ 監査役職務の執行について生ずる費用については、原則として監査役会の立案した年間予算に基づき費用処理するものといたします。やむをえず、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

## 6. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

### (1) コンプライアンス体制

「五つの心得」を社是として明確に位置付け、併せて「ミネベアグループ行動規範」を改定いたしました。

また、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を実施いたしました。コンプライアンス委員会委員に社外取締役1名が就任するとともに、コンプライアンス相談窓口の体制整備として、内部通報の通知先を監査役にも拡大いたしました。

さらに、コンプライアンス研修については、役員、管理職、中堅社員及び新入社員向け並びに海外拠点においても実施いたしました。また「コンプライアンス従業員意識調査」を実施し、引き続きコンプライアンス意識の向上に努めております。

### (2) 情報保存管理体制

「ミネベアグループ文書管理規程」に基づき、重要な会議の議事録、各種決裁書類及び計算書類等を適切に保管しております。

### (3) リスク管理体制

危機管理委員会を開催し、リスク管理体制整備の状況を確認しております。

具体的には、BCP（事業継続計画）の基本計画を策定する拠点を拡大いたしました。また、すでにBCP策定済の拠点においては、BCPに基づく訓練を実施しております。

また、世界各国で発生している危機管理事態に対して、海外渡航の制限や注意喚起を行うなど、リスク発生の未然防止にも努めております。



#### (4) 効率的職務執行体制

「取締役会規則」等に基づき、取締役会において必要な決議を行うとともに、執行役員制度により、執行役員に大幅な権限移譲を行い、効率的な職務執行に努めております。

取締役会は、会社の目指すところを社として掲げ、中期事業計画及び年度の事業計画を定め、戦略的な方向付けを実施しております。計画の検討にあたっては、全ての取締役、監査役、執行役員及び事業部長等が参加する事業計画検討会議及び上半期終了前後に開催する計画の達成状況の確認と今後の検討を行う事業部門会議等により、建設的な議論を行っております。これらの会議の結果を踏まえ、社長執行役員の諮問機関である上席執行役員会議での議論を経て、取締役会において議論を行い、重要な業務執行の決定を行っております。

また、計画の進捗状況については、四半期ごとに取締役会で報告が行われ、モニタリングを行っております。

#### (5) グループ会社管理体制

グループ会社の事業運営にあたっては、当社の各製造本部・事業部及び部門が適切に指導を行っております。

また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理運営が行われております。

監査役監査、内部監査を通じ、その運用状況の確認を行っております。特に重要な拠点については、定期的な監査を実施しております。

#### (6) 監査体制関連事項

監査役は、取締役会その他重要会議への出席や、当社取締役、執行役員との面談及び重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、国内及び海外のグループ会社を往査し、グループ会社の取締役をはじめとする関係者の面談を実施しております。

監査役は、内部監査室と定期的な打合せを行い、内部監査の年間計画及びその目的等を聴取し、内部監査の結果報告を全て受けております。監査の実施にあたっては、監査のポイント等を事前に協議し、必要に応じて内部監査に同行し立ち会っております。

監査役は、代表取締役社長執行役員と定期的に面談を行うとともに、会計監査人とも定期的会合を開催し、監査体制、監査計画の確認、監査実施状況等の説明を受け、意見の交換等を行っております。さらに、社外取締役との連絡会を設置し、定期的に意見交換を行っております。

監査役室には専任の補助使用人をおき、補助使用人に対する指揮命令、人事評価は、監査役が行っております。

年間予算の計上は監査役会が行い、その年間予算に基づき費用処理しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらを中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し、企業価値を最大化することを基本経営方針としております。

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め、企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは平成31年3月期までを計画期間とする中期事業計画の方向性とビジョンの実現、年度事業計画の達成に全力で取り組んでまいりますとともに、会社経営に関する意思決定・業務執行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、平成23年6月29日開催の当社第65回定時株主総会において更新を決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）について、平成26年5月30日開催の取締役会及び平成26年6月27日開催の当社第68回定時株主総会の各決議に基づき、その内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的内容の概要は、次のとおりであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（[http://www.minebea.co.jp/corp/investors/management/governance/takeover\\_defense\\_measures/](http://www.minebea.co.jp/corp/investors/management/governance/takeover_defense_measures/)）をご参照下さい。

#### ① 本プランの目的

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

#### ② 本プランの概要

本プランは、以下の(a)もしくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認め たものを除くものとし、以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- (a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等には、買付等の開始または実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合または買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、1個の新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第68回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

#### (4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに本基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、本基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）の要件を全て充足していること、第68回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約3年と定められていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主の皆様へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。

事業報告に係る附属明細書

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

区分	氏 名	兼 務 する 他 の 会 社 名	兼 務 の 内 容
取 締 役	加藤木 洋治	NMB-Minebea Thai Ltd.	取 締 役
		NMB (USA) Inc.	取 締 役
		MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	取 締 役
		NMB SINGAPORE LIMITED	取 締 役
	矢島 裕孝	NMB-Minebea Thai Ltd.	取 締 役
		New Hampshire Ball Bearings, Inc.	取 締 役
		MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	取 締 役
		NMB SINGAPORE LIMITED	取 締 役
	藤田 博孝	NMB-Minebea Thai Ltd.	取 締 役
		MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	取 締 役
	許斐 大司郎	NMB Technologies Corporation	取 締 役
		NMB-Minebea-GmbH	取 締 役
	岩屋 良造	MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	取 締 役
野根 茂	MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	取 締 役	
松岡 卓	株式会社啓愛社	取 締 役	

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>249,820</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>165,424</b>
現金及び預金	39,594	支払手形及び買掛金	35,807
受取手形及び売掛金	92,275	短期借入金	66,165
有 価 証 券	1,545	1年内償還予定の社債	10,000
製 品	39,717	1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	7,700
仕 掛 品	29,873	1年内返済予定の長期借入金	13,479
原 材 料	18,799	リ ー ス 債 務	64
貯 蔵 品	4,939	未 払 法 人 税 等	5,385
未 着 品	9,681	賞 与 引 当 金	6,157
繰 延 税 金 資 産	4,016	役 員 賞 与 引 当 金	180
そ の 他	9,557	製 品 補 償 損 失 引 当 金	302
貸 倒 引 当 金	△179	環 境 整 備 費 引 当 金	463
<b>固 定 資 産</b>	<b>209,597</b>	事 業 構 造 改 革 損 失 引 当 金	216
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>177,993</b>	そ の 他	19,502
建物及び構築物	146,446	<b>固 定 負 債</b>	<b>56,029</b>
機械装置及び運搬具	312,225	長 期 借 入 金	39,765
工具、器具及び備品	51,198	リ ー ス 債 務	45
土 地	25,573	執行役員退職給与引当金	187
リ ー ス 資 産	366	環 境 整 備 費 引 当 金	513
建設仮勘定	6,250	退 職 給 付 に 係 る 負 債	13,246
減価償却累計額	△364,068	そ の 他	2,271
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>12,905</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>221,454</b>
の れ ん	5,721	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	7,184	<b>株 主 資 本</b>	<b>279,914</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>18,699</b>	資 本 金	68,258
投資有価証券	8,760	資 本 剰 余 金	95,772
長期貸付金	240	利 益 剰 余 金	125,133
繰 延 税 金 資 産	7,643	自 己 株 式	△9,249
そ の 他	2,076	その他の包括利益累計額	△49,129
貸 倒 引 当 金	△22	その他有価証券評価差額金	588
<b>繰 延 資 産</b>	<b>9</b>	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	283
<b>資 産 合 計</b>	<b>459,427</b>	為 替 換 算 調 整 勘 定	△47,390
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,611
		新 株 予 約 権	130
		非 支 配 株 主 持 分	7,058
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>237,973</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>459,427</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	609,814
売上原価	486,671
販売費及び一般管理費	123,143
営業外収益	71,704
受取配当金	51,438
受取資産配当	532
受取配当金の他	175
営業外費用	270
支払替りによるの利益	206
支分法によるの利益	581
持調そ経	1,168
特 別 利 益	3,112
固定資産売却益	21
受取配当金	178
関係会社事業整理益	2,061
特 別 損 失	6,542
固定資産売却損	37
固定資産除却損	3,337
固定資産圧縮損	973
減災による損失	83
事業構造改革損失	19
退職給付制度終了損失	118
製品補償損失	928
独占禁止法関連損失	6
環境整備費引当金繰入額	137
税金等調整前当期純利益	514
法人税、住民税及び事業税	1,465
法人税等調整額	356
当期純利益	17
非支配株主に帰属する当期純利益	567
親会社株主に帰属する当期純利益	4,130
	46,963
	12,757
	△2,393
	10,363
	36,599
	212
	36,386

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	68,258	95,237	94,730	△9,406	248,820
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,983		△5,983
親会社株主に帰属する当期純利益			36,386		36,386
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		534		165	700
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	534	30,402	156	31,094
当連結会計年度末残高	68,258	95,772	125,133	△9,249	279,914

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額	繰上減損	延シ利益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額			
当連結会計年度期首残高	1,677	△2	△21,144	△3,213	△22,682	127	7,413	233,679	
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当								△5,983	
親会社株主に帰属する当期純利益								36,386	
自己株式の取得								△8	
自己株式の処分								700	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,088	285	△26,246	601	△26,447	2	△355	△26,800	
連結会計年度中の変動額合計	△1,088	285	△26,246	601	△26,447	2	△355	4,293	
当連結会計年度末残高	588	283	△47,390	△2,611	△49,129	130	7,058	237,973	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流動資産</b>		<b>108,177</b>	<b>流動負債</b>		<b>135,331</b>
現金及び預金		4,025	買掛金		48,852
受取手形		2,000	短期借入金		44,050
売掛金		60,957	1年内償還予定の社債		10,000
仕入掛金		3,938	1年内償還予定の転換社債		7,700
製品		1,100	新株予約権付社債		
仕掛品		5,860	1年内返済予定の長期借入金		13,211
原材料		1,735	リース債		58
貯蔵品		126	未払金		3,694
前払費用		1,047	未払費用		1,490
前払金		191	未払法人税等		1,156
関係会社短期貸付金		793	預り金		758
未収金		22,436	前受取		1
立替金		995	賞与引当金		3,829
繰延税金資産		41	役員賞与引当金		180
その他の資産		1,821	製品補償損失引当金		302
		1,104	その他		44
<b>有形固定資産</b>		<b>260,079</b>	<b>固定負債</b>		<b>40,395</b>
建物		41,274	長期借入金		39,050
構築物		16,073	リース債		37
機械及び装置		1,046	退職給付引当金		696
車両運搬具		4,316	執行役員退職給与引当金		177
工具、器具及び備品		17	その他		433
土地		2,118			
リース資産		15,438	<b>負債合計</b>		<b>175,727</b>
建設仮勘定		91	<b>純資産の部</b>		
<b>無形固定資産</b>		<b>2,172</b>	<b>株主資本</b>		<b>191,895</b>
の特許権		3,731	資本剰余金		68,258
の租借権		253	資本剰余金		95,772
ソフトウエア		192	資本準備金		94,756
その他の資産		35	その他資本剰余金		1,015
		3,219	利益剰余金		37,114
<b>投資その他の資産</b>		<b>215,073</b>	利益準備金		2,085
投資有価証券		4,276	その他利益剰余金		35,029
関係会社株		165,992	圧縮記帳積立金		2,188
関係会社出資		0	別途積立金		6,500
関係会社長期貸付		44,065	繰越利益剰余金		26,340
長期前払費用		179	<b>自己株</b>		<b>△9,249</b>
繰延税金資産		152	評価・換算差額等		599
その他の資産		270	その他有価証券評価差額金		599
		135	繰延ヘッジ損益		0
繰延資産		9	新株予約権		43
社債発行費		9	<b>純資産合計</b>		<b>192,539</b>
<b>資産合計</b>		<b>368,266</b>	<b>負債純資産合計</b>		<b>368,266</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		451,101
売上原価		413,579
売上総利益		37,522
販売費及び一般管理費		25,512
営業利益		12,009
営業外収益		
受取利息	385	
受取配当金	4,299	
固定資産貸付料	273	
保険配当金	205	
その他	103	5,266
営業外費用		
支払利息	594	
社債替換利息損	114	
為替差費用	186	
調査対応費	178	
その他	252	1,326
経常利益		15,950
特別利益		
固定資産売却益	4	
関係会社清算配当金	38	43
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	10	
減損損失	6	
関係会社株式評価損	483	
関係会社出資金評価損	947	
製品補償損失	220	
独占禁止法関連損失	10	1,678
税引前当期純利益		14,314
法人税、住民税及び事業税	2,818	
法人税等調整額	△254	2,563
当期純利益		11,750

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年 4月 1日から)  
(平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当事業年度期首残高	68,258	94,756	480	95,237	2,085	2,188	6,500	20,573	31,347
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△5,983	△5,983
当期純利益								11,750	11,750
自己株式の取得									
自己株式の処分			534	534					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	534	534	-	-	-	5,766	5,766
当事業年度末残高	68,258	94,756	1,015	95,772	2,085	2,188	6,500	26,340	37,114

	株主資本		評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差 額金	繰上 延シ 益	評価・ 換算 差額 合計			
当事業年度期首残高	△9,406	185,437	1,646	△0	1,645	35	187,119	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当		△5,983					△5,983	
当期純利益		11,750					11,750	
自己株式の取得	△8	△8					△8	
自己株式の処分	165	700					700	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△1,047	0	△1,046	7	△1,038	
事業年度中の変動額合計	156	6,458	△1,047	0	△1,046	7	5,419	
当事業年度末残高	△9,249	191,895	599	0	599	43	192,539	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 68社
- ・主要な連結子会社の名称 NMB-Minebea Thai Ltd.  
NMB (USA) Inc.  
NMB Technologies Corporation  
New Hampshire Ball Bearings, Inc.  
NMB-Minebea-GmbH  
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.  
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED  
NMB SINGAPORE LIMITED  
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.

##### (2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 NMB-MINEBEA DO BRASIL IMPORTACAO E COMERCIO DE COMPONENTES DE PRECISAO LTDA  
塩野プレジジョン株式会社  
SARTORIUS MECHATRONICS PHILIPPINES, INC.  
PARADOX ENGINEERING SDN BHD  
PARADOX ENGINEERING ASIA PACIFIC  
SYLLOGISM SYSTEMS SRL  
TINYNODE SA

上記のうち、PARADOX ENGINEERING SDN BHD、PARADOX ENGINEERING ASIA PACIFIC、SYLLOGISM SYSTEMS SRL及びTINYNODE SAはPARADOX ENGINEERING SAの株式を追加取得したことから、当連結会計年度より、非連結子会社に含めております。

また、Sartorius-Verwaltungs-GmbHは、当連結会計年度より、非連結子会社から連結子会社に変更しております。

- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の状況

- 持分法適用の関連会社数 2社
- 関連会社の名称 SEFFICE Co. Ltd.  
KJ Pretech Co., Ltd.

PARADOX ENGINEERING SAは、株式を追加取得し連結子会社となったため、当連結会計年度より、持分法適用の関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の状況

NMB-MINEBEA DO BRASIL IMPORTACAO E COMERCIO DE COMPONENTES DE PRECISAO LTDA、塩野プレジジョン株式会社、SARTORIUS MECHATRONICS PHILIPPINES, INC.、PARADOX ENGINEERING SDN BHD、PARADOX ENGINEERING ASIA PACIFIC、SYLLOGISM SYSTEMS SRL及びTINYNODE SAは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

会社設立による連結子会社の増加（2社）

MINEBEA PHILIPPINES, INC.

フィリピン法人

NMB-Minebea de Mexico, S.de R.L. de C.V.

メキシコ法人

株式追加取得による持分法適用関連会社から連結子会社への変更による増加（1社）

PARADOX ENGINEERING SA

スイス法人

非連結子会社から連結子会社への変更による増加（1社）

Sartorius-Verwaltungs-GmbH

ドイツ法人

会社清算による減少（2社）

NMB Mechatronics (Thailand) Co., Ltd.

タイ法人

MOATECH ELECTRONICS (BEIHAI) CO., LTD.

中国法人

(2) 持分法の適用の範囲の変更

株式追加取得による持分法適用関連会社から連結子会社への変更による減少（1社）

PARADOX ENGINEERING SA

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	12月31日	※ 1
MINEBEA TRADING (SHANGHAI) LTD.	12月31日	※ 1
SHANGHAI SHUN DING TECHNOLOGIES LTD.	12月31日	※ 1
MINEBEA (SHENZHEN) LTD.	12月31日	※ 1
MINEBEA ELECTRONICS MOTOR (ZHUHAI) CO., LTD.	12月31日	※ 1
MINEBEA ELECTRONIC DEVICES (SUZHOU) LTD.	12月31日	※ 1
Cixi New MeiPeiLin Precision Bearing Co., Ltd	12月31日	※ 1
DONGGUAN CHENGQU DAIICHI PRECISION MOLD CO. LTD	12月31日	※ 1
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	12月31日	※ 1
MINEBEA PHILIPPINES, INC.	12月31日	※ 1
NMB-Minebea de Mexico, S.de R.L. de C.V.	12月31日	※ 1
ザルトリウス・インテック株式会社	12月31日	※ 2
Sartorius Intec USA, Inc.	12月31日	※ 2
SARTORIUS INTEC UK LIMITED	12月31日	※ 2
Sartorius Mechatronics T&H GmbH	12月31日	※ 2
Sartorius Mechatronics C&D GmbH & Co. KG	12月31日	※ 2
Sartorius-Verwaltungs-GmbH	12月31日	※ 2
Sartorius Industrial Scales GmbH & Co. KG	12月31日	※ 2
Sartorius Industrial Weighing Verwaltungs GmbH	12月31日	※ 2
Sartorius Intec Austria GmbH	12月31日	※ 2
SARTORIUS INTEC ITALY S.R.L.	12月31日	※ 2
SARTORIUS INTEC FRANCE S.A.S.	12月31日	※ 2
Sartorius Mechatronics Switzerland AG	12月31日	※ 2
SARTORIUS INTEC BELGIUM	12月31日	※ 2
Sartorius Intec Netherlands B.V.	12月31日	※ 2
SARTORIUS INTEC SPAIN, S.L.	12月31日	※ 2
SARTORIUS INTEC POLAND Sp. z o.o.	12月31日	※ 2
Sartorius Industrial Weighing Equipment (Beijing) Co., Limited	12月31日	※ 2
SARTORIUS MECHATRONICS INDIA PRIVATE LIMITED	12月31日	※ 2
MOATECH CO., LTD.	12月31日	※ 2
MOATECH MANUFACTURING PHILS., INC.	12月31日	※ 2
MOATECH REALTY, INC.	12月31日	※ 2
MOATECH HONGKONG LIMITED	12月31日	※ 2
DONGGUAN DONGMA ELECTRONICS CO., LTD.	12月31日	※ 2

※ 1. 連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

※ 2. 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 5. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ

時価法

#### ③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社については、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

在外連結子会社については、主として移動平均法による低価法を採用しております。

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、主として定率法を採用しております。

ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

ただし、液晶用バックライト製品の製造に用いる一部の機械装置等については、定率法を採用しております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

在外連結子会社については、主として定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については、債権の貸倒による損失に備えるため、個々の債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

当社及び国内連結子会社については、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。



在外連結子会社については、発生基準に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社は、役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 執行役員退職給与引当金

当社及び一部の国内連結子会社については、執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 製品補償損失引当金

製品の補償費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑥ 環境整備費引当金

在外連結子会社については、米国における環境対策費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑦ 事業構造改革損失引当金

構造改革計画の決定に基づき、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 連結計算書類の作成の基礎となった連結子会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び国内連結子会社については、外貨建金銭債権債務は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外連結子会社については、資産及び負債は、連結決算時の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引

借入金の金利

③ ヘッジ方針

為替予約取引は輸出入取引に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社財務部の指導の下に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、ヘッジ対象となる外貨建予定取引と重要な条件を一致させており、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動等を相殺できることを確認しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

10年間で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 6. 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ304百万円減少しております。

また、当連結会計年度の1株当たり当期純利益金額は0.81円減少しております。

（重要なヘッジ会計の方法の変更）

従来、当社は外貨建金銭債権債務に係る為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行っておりましたが、当社のヘッジ方針等の見直しを行った結果、外貨建金銭債権債務とデリバティブ取引の状況をより的確に連結計算書類に反映させるため、当連結会計年度より原則的処理方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は、過去の期間に与える影響額が軽微であるため、遡及適用していません。

また、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 7. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(建物の減価償却方法の変更)

従来、当社は建物の減価償却方法については、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、東京本部ビルの取得、松井田工場及び柏崎工場の建設等を契機に、減価償却方法を見直した結果、建物は、収益や設備の稼動状況に左右されず、長期的・安定的に使用され、利用による便益が平均的に発現するものと考えられるため、定額法による減価償却方法を採用する方が会社の経済的実態をより適切に反映させることができるかと判断したためであります。

この変更により、従来と比べて、当連結会計年度の減価償却費が減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ353百万円増加しております。

## 8. 追加情報

(韓国、米国及びシンガポールの競争当局による調査について)

既に公表しております小径ボールベアリング製品等の取引に関し、競争法違反を行った疑いがあるとして、一部の連結子会社を中心として、韓国、米国及びシンガポールの競争当局の調査を受けております。

韓国については、平成26年11月に韓国公正取引委員会から、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して、当社及び当社韓国子会社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令及び当社に対する課徴金4,912百万ウォン（527百万円）の支払いを命じられ、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。

また、韓国公正取引委員会からの処分に関連して、平成27年9月11日付で韓国ソウル中央地方検察庁から韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして起訴されておりましたが、平成27年10月30日、ソウル中央地方裁判所において、当社及び当社韓国子会社に対して、それぞれ、罰金刑100百万ウォン（10百万円）と罰金刑70百万ウォン（7百万円）の判決が言い渡され、全額の支払いを行っております。

米国については、平成27年2月に、当社は米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万米ドル（1,610百万円）の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、当連結会計年度に全額の支払いを行っております。

これらの調査に関連して、当社及び当社子会社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。

上記訴訟の結果により、損害賠償金による損失が発生する可能性があります。現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

当社及び当社子会社に対するシンガポール競争当局の調査につきましては、「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与及び福利厚生増進等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランは、「ミネベア従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が銀行との間で、当社を委託者、銀行を受託者とする従業員持株会専用信託契約(以下、「本信託契約」といいます。)を平成24年5月10日付で締結し、持株会が買付けを行うための当社株式を確保することを主な目的として設定した「ミネベア従業員持株会専用信託口」(以下、「従持信託」といいます。)が、平成29年5月までに持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を、銀行から取得資金の借入(当社は当該借入に対し保証を付しております。)を行った上で、本プラン導入時に当該金額分の当社株式を市場から取得いたしました。その後、従持信託は、当社株式を一定の計画(条件及び方法)に従い継続的に持株会に売却していき、従持信託の信託財産に属する当社株式の全てが売却された場合等に従持信託は終了することになります。当社株式の売却益等の収益が信託終了時点で蓄積し、借入金その他従持信託の負担する債務を全て弁済した後従持信託内に金銭が残存した場合、これを残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配いたします。

なお、従持信託の信託財産に属する当社株式に係る権利の保全及び行使(議決権行使を含みます。)については、信託管理人または受益者代理人が従持信託の受託者に対して指図を行い、従持信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行っております。信託管理人または受益者代理人は、従持信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

(2) 当該取引は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)の適用初年度より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ① 信託における帳簿価額  
前連結会計年度1,377百万円、当連結会計年度1,212百万円
- ② 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- ③ 期末株式数及び期中平均株式数  
期末株式数 前連結会計年度4,267,000株、当連結会計年度3,754,000株  
期中平均株式数 前連結会計年度4,419,652株、当連結会計年度4,043,423株
- ④ ③の株式数は1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(ミツミ電機株式会社との経営統合契約及び株式交換契約の締結について)

当社は平成28年3月30日開催の取締役会決議に基づき、ミツミ電機株式会社（以下、「ミツミ」といい、当社とミツミを「両社」と総称します。）の間で、経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）契約及び株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）契約を締結いたしました。

(1) 本経営統合の目的

両社は、本経営統合により、以下に掲げる統合シナジーの実現を通じて真のソリューションカンパニーを目指し、エレクトロメカニクスソリューションズ企業として、両社の企業価値のさらなる向上を実現してまいります。

- ① 成長及び事業ポートフォリオの進化
- ② 生産体制・拠点の最適化によるコスト競争力、キャッシュフロー創出力の向上
- ③ 開発力の向上及びソリューションの提供

(2) 本経営統合の方式

当社を株式交換完全親会社、ミツミを株式交換完全子会社とする株式交換

(3) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

本経営統合契約及び本株式交換契約の締結（両社）	平成28年3月30日
本株式交換契約承認臨時株主総会（ミツミ）	平成28年12月27日（予定）
本株式交換の効力発生日	平成29年3月17日（予定）

上記は現時点での予定であり、今後、本経営統合に係る手続き及び協議を進める中で、公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出、許認可の取得、またはその他の理由により上記スケジュールに変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。なお、本株式交換は、当社において簡易株式交換に該当し、当社の株主総会による承認を受けないで行われる予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社	ミツミ
本株式交換に係る株式交換比率	1	0.59
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：47,913,630株（予定）	

(注) 1.株式の割当比率

ミツミの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.59株を割当交付します。

2.本株式交換により交付する株式数

当社の普通株式47,913,630株（予定）

上記の普通株式数は、平成27年12月31日時点におけるミツミの普通株式の発行済株式総数（87,498,119株）及び自己株式数（6,288,575株）に基づいて算出しております。

交付する株式については当社が保有する自己株式の充当や新株式の発行等により対応する予定です。

③ 本株式交換に伴う新株予約権付社債に関する取扱い

ミツミが発行している2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権については、当該新株予約権の内容及び本株式交換比率を踏まえ、新株予約権者に対し、その保有する新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当交付するとともに、当該新株予約権付社債に係る社債債務については当社が承継いたします。

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率の算定にあたっては、当社は、第三者算定機関として野村證券株式会社を、また、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定し、一方、ミツミは、第三者算定機関として大和証券株式会社を、また、法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定しました。

野村証券株式会社は、当社については市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、ミツミについては市場株価平均法及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

大和証券株式会社は、当社及びミツミの双方について市場株価法、類似会社比較法及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

これらの算定結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、当事者間で協議し株式交換比率を決定いたしました。

## 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

建物及び構築物 661百万円

#### ② 担保に係る債務

長期借入金 850百万円（1年内返済予定の長期借入金134百万円を含む）

### (2) 有価証券及び投資有価証券

金銭信託の残高は4,365百万円であります。これは、平成18年10月4日に設立した子会社のキャプティブ保険会社MHC INSURANCE COMPANY, LTD.が資産運用のために購入した米国財務省証券の残高であります。この信託資金の使途は、当社グループのリコール保険事故の補償に限定されております。

### (3) 訴訟

タイ所在の当社海外連結子会社NMB-Minebea Thai Ltd.は、①平成20年8月25日にタイ国税当局より502百万パーツの更正決定、②平成22年8月25日にタイ国税当局より125百万パーツの更正決定、③平成23年8月11日及び22日にタイ国税当局より合計101百万パーツの更正決定、④平成24年7月2日、8月8日及び8月17日にタイ国税当局より合計71百万パーツの更正決定、⑤平成25年4月5日にタイ国税当局より366百万パーツの更正決定並びに⑥平成25年8月26日にタイ国税当局より14百万パーツの更正決定を受けましたが、当社としては、これらの更正決定は正当な根拠を欠く不当なものであり容認できないことから、①の案件については平成21年8月25日に、②、③及び④の案件については平成27年11月16日に、タイ歳入局不服審判所への不服の申し立てを経て、タイ租税裁判所へ提訴し、⑤及び⑥の案件については、タイ歳入局不服審判所に不服の申し立てを行いました。

①の案件については、その後、平成22年10月13日にタイ租税裁判所における第一審判決は当社の主張をほぼ認め、当社は実質勝訴いたしました。タイ国税当局は当該判決を不服として同年12月9日にタイ最高裁判所に上訴いたしました。

なお、本件税額の納付は、①平成20年9月22日、②平成22年9月23日、③平成23年8月16日、④平成24年8月23日、⑤平成25年4月26日及び⑥平成25年9月16日に取引銀行の支払保証により代位されております。

## 連結損益計算書に関する注記

### (1) 受取保険金

平成23年10月にタイで発生した大規模洪水の損害に伴う逸失利益保険金の受取額2,803百万円、平成26年2月に米国所在の当社海外連結子会社で発生した工場爆発事故に伴う保険金額確定による受取額534百万円であります。

### (2) 国庫補助金

経済産業省からの円高・エネルギー制約対策のための先端設備等投資促進事業費補助金であります。

### (3) 固定資産圧縮損

上記(2)の受入による圧縮損であります。

### (4) 事業構造改革損失

米国所在の当社海外連結子会社における人員整理に伴う損失発生額264百万円、小型モーター事業の合理化に伴う損失発生額204百万円及びその他の損失発生額45百万円であります。

### (5) 退職給付制度終了損

米国所在の当社海外連結子会社における退職給付制度の廃止に伴う終了損であります。



## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	399,167,695	—	—	399,167,695
合計	399,167,695	—	—	399,167,695
自己株式				
普通株式(注)	25,281,915	6,178	513,000	24,775,093
合計	25,281,915	6,178	513,000	24,775,093

- (注) 1.普通株式の自己株式の株式数の増加6,178株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2.普通株式の自己株式の株式数の減少513,000株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少であります。  
 3.普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式(当連結会計年度期首4,267,000株、当連結会計年度末3,754,000株)を含めて記載しております。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

平成27年6月26日開催の第69回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 2,243百万円
- ・1株当たり配当額 6円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金25百万円を含めておりません。  
 これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

平成27年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 3,740百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月4日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金41百万円を含めておりません。  
 これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月29日開催の第70回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 3,743百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

- (注) 配当金総額には、従業員持株会専用信託口に対する配当金37百万円を含めておりません。  
 これは従業員持株会専用信託口が所有する連結計算書類提出会社株式を自己株式として認識しているためであります。



(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

① 提出会社（親会社）

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	25,000株	35,000株	21,000株
新株予約権の残高	6百万円	12百万円	24百万円

② 連結子会社（MOATECH CO., LTD.）

	第2回新株予約権	第3回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	158,200株	232,400株
新株予約権の残高	44百万円	42百万円

## 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券としての債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、長期貸付金は主に取引先に対するものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

転換社債型新株予約権付社債は、M&Aに要する投資資金の調達を目的として発行したものであり、償還日は平成29年2月20日であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び原材料の売買契約に係る価格変動リスクのヘッジを目的とした銅価格スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門業務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、月次で取引先ごとの支払期日及び残高を管理するとともに、年に一度、信用度ランク及び信用限度額の見直しを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

その他有価証券としての債券は、資金運用方針に従い保有している米国財務省証券及び韓国子会社が保有している社債等であります。米国財務省証券の信用リスクは僅少であり、韓国の社債等の保有額は少額であります。

デリバティブ取引については、取引先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

□ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、輸出取引に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対して先物為替予約を行っております。また、当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた市場性リスク管理規程に従い、担当部署が決裁権限者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、財務・コンプライアンス推進部門担当役員に報告しております。

なお、連結子会社においても、当社の市場性リスク管理規程に準じて管理を行っております。

ハ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
①現金及び預金	39,594	39,594	－
②受取手形及び売掛金	92,275	92,275	－
③有価証券及び投資有価証券	8,506	8,477	△29
④長期貸付金	240	234	△5
資産計	140,616	140,581	△35
⑤支払手形及び買掛金	35,807	35,807	－
⑥短期借入金	66,165	66,165	－
⑦1年内償還予定の社債	10,000	10,053	53
⑧1年内償還予定の転換社債型 新株予約権付社債	7,700	7,740	40
⑨1年内返済予定の長期借入金	13,479	13,553	74
⑩長期借入金	39,765	40,234	468
負債計	172,918	173,553	635
デリバティブ取引(*1)	304	304	－

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

④長期貸付金

長期貸付金の時価は元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。なお、金額に重要性のないものについては当該帳簿価額によっております。

負 債

⑤支払手形及び買掛金、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦1年内償還予定の社債、⑧1年内償還予定の転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨1年内返済予定の長期借入金、⑩長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、その利息が短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額とし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,301
子会社株式	406
関連会社株式	6
子会社出資金	84

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3.金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	39,594	—	—	—
受取手形及び売掛金	92,275	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	1,545	2,852	—	—
長期貸付金	—	177	62	—
合 計	133,415	3,030	62	—

#### 4.金銭債務の連結決算日後の償還・返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
支払手形及び買掛金	35,807	—	—	—
短期借入金	66,165	—	—	—
社債	10,000	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	7,700	—	—	—
長期借入金	13,479	39,765	—	—
合 計	133,152	39,765	—	—

#### 1 株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 616円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円26銭  |

#### 重要な後発事象に関する注記

(シンガポールの競争当局による調査について)

当社及び当社子会社はシンガポールの競争当局の調査を受けて協力してまいりましたが、平成28年5月4日付にて調査を終了する旨の通知をシンガポール競争当局より受けました。これによる損益に与える影響はありません。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- |          |   |
|----------|---|
| 子会社株式    | 移動平均法による原価法   |
| その他有価証券  |   |
| ・時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法   |
- デリバティブの評価基準及び評価方法
- 時価法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
- |        |  |
|--------|--|
| ・仕入製品  | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・製 品   | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・仕 掛 品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
|        | ベアリング、ねじ、モーター                                |
|        | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）   |
|        | 計測機器、特殊モーター、特殊機器                             |
| ・原 材 料 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯 蔵 品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 主として定率法
- (リース資産を除く) ただし、建物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 2年～50年 |
| 機械及び装置    | 2年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |
- また、少額の減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産）については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却しております。
- 無形固定資産 定額法
- (リース資産を除く) なお、のれんについては、10年間で均等償却しております。
- また、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 長期前払費用 定額法
- (3) 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、一定の年数（5年）による定額法により、発生した翌事業年度から費用処理することとしております。
- 執行役員退職給与引当金 執行役員の退職金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。
- 製品補償損失引当金 製品の補償費用として、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段)  
為替予約  
金利スワップ  
(ヘッジ対象)  
外貨建予定取引  
借入金の金利
- ③ ヘッジ方針 為替予約取引は輸出入取引に係る為替相場変動によるリスクをヘッジする目的で、金利スワップは借入金の金利変動によるリスクをヘッジする目的で、当社財務部の指導の下に行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、原則として為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、ヘッジ対象となる外貨建予定取引と重要な条件を一致させており、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動等を相殺できることを確認しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の判定に代えております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

（重要なヘッジ会計の方法の変更）

従来、当社は外貨建金銭債権債務に係る為替予約については、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を行っていましたが、当社のヘッジ方針等の見直しを行った結果、外貨建金銭債権債務とデリバティブ取引の状況をより的確に計算書類に反映させるため、当事業年度より原則的処理方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は、過去の期間に与える影響額が軽微であるため、遡及適用しておりません。

また、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(8) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

（建物の減価償却方法の変更）

従来、当社は建物の減価償却方法については、主として定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、東京本部ビルの取得及び松井田工場の建設等を契機に、減価償却方法を見直した結果、建物は、収益や設備の稼動状況に左右されず、長期的・安定的に使用され、利用による便益が平均的に発現するものと考えられるため、定額法による減価償却方法を採用する方が会社の経済的実態をより適切に反映させることができると判断したためであります。

この変更により、従来と比べて、当事業年度の減価償却費が減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ353百万円増加しております。



(9) 追加情報

(韓国、米国及びシンガポールの競争当局による調査について)

既に公表しております小径ボールベアリング製品等の取引に関し、競争法違反を行った疑いがあるとして、一部の連結子会社を中心として、韓国、米国及びシンガポールの競争当局の調査を受けておりました。

韓国については、平成26年11月に韓国公正取引委員会から、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して、当社及び当社韓国子会社による韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして、両社への是正措置命令及び当社に対する課徴金4,912百万ウォン（527百万円）の支払いを命じられ、当事業年度に全額の支払いを行っております。

また、韓国公正取引委員会からの処分に関連して、平成27年9月11日付で韓国ソウル中央地方検察庁から韓国公正取引法（独占禁止法）違反の行為があったとして起訴されておりましたが、平成27年10月30日、ソウル中央地方裁判所において、当社及び当社韓国子会社に対して、それぞれ、罰金刑100百万ウォン（10百万円）と罰金刑70百万ウォン（7百万円）の判決が言い渡され、全額の支払いを行っております。

米国については、平成27年2月に、当社は米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5百万米ドル（1,610百万円）の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、当事業年度に全額の支払いを行っております。

これらの調査に関連して、当社及び当社子会社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。

上記訴訟の結果により、損害賠償金による損失が発生する可能性があります。現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

当社及び当社子会社に対するシンガポール競争当局の調査につきましては、「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

① 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与及び福利厚生増進等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランは、「ミネベア従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入する全ての当社グループ従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が銀行との間で、当社を委託者、銀行を受託者とする従業員持株会専用信託契約（以下、「本信託契約」といいます。）を平成24年5月10日付で締結し、持株会が買付けを行うための当社株式を確保することを主な目的として設定した「ミネベア従業員持株会専用信託口」（以下、「従持信託」といいます。）が、平成29年5月までに持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を、銀行から取得資金の借入（当社は当該借入に対し保証を付しております。）を行った上で、本プラン導入時に当該金額分の当社株式を市場から取得いたしました。その後、従持信託は、当社株式を一定の計画（条件及び方法）に従い継続的に持株会に売却していき、従持信託の信託財産に属する当社株式の全てが売却された場合等に従持信託は終了することになります。当社株式の売却益等の収益が信託終了時点で蓄積し、借入金その他従持信託の負担する債務を全て弁済した後に従持信託内に金銭が残存した場合、これを残余財産として、受益者適格要件を満たす従業員に分配いたします。

なお、従持信託の信託財産に属する当社株式に係る権利の保全及び行使（議決権行使を含みます。）については、信託管理人または受益者代理人が従持信託の受託者に対して指図を行い、従持信託の受託者は、かかる指図に従って、当該権利の保全及び行使を行っております。信託管理人または受益者代理人は、従持信託の受託者に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める議決権行使のガイドラインに従います。

② 当該取引は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）の適用初年度より前に締結された信託契約であるため、従来採用していた方法により会



計処理を行っております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

イ 信託における帳簿価額

前事業年度1,377百万円、当事業年度1,212百万円

ロ 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ハ 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前事業年度4,267,000株、当事業年度3,754,000株

期中平均株式数 前事業年度4,419,652株、当事業年度4,043,423株

ニ ハの株式数は1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(ミツミ電機株式会社との経営統合契約及び株式交換契約の締結について)

連結計算書類「連結注記表 8. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

#### 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 58,937百万円
- (2) 偶発債務  
保証債務  
次の各会社の銀行借入等に対して債務保証をしております。

保 証 先	金 額 ( 百 万 円 )
NMB-Minebea Thai Ltd.	21,061
Sartorius Mechatronics T&H GmbH	3,533
MINEBEA ELECTRONICS MOTOR (ZHUHAI) CO., LTD.	338
Precision Motors Deutsche Minebea GmbH	293
その他6社	533
計	25,761

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- 短期金銭債権(関係会社短期貸付金を除く) 44,775百万円
- 短期金銭債務 40,443

#### 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- 売上高 377,176百万円
- 仕入高 328,770
- その他営業取引の取引高 4,599
- 営業取引以外の取引高 4,618
- (2) 関係会社株式評価損  
スイス所在の連結子会社であるPARADOX ENGINEERING SAの株式に係る評価損であります。
- (3) 関係会社出資金評価損  
中国所在の連結子会社であるSHANGHAI SHUN DING TECHNOLOGIES LTD.に対する出資金に係る評価損であります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	25,281,915	6,178	513,000	24,775,093

- (注) 1.普通株式の自己株式の株式数の増加6,178株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2.普通株式の自己株式の株式数の減少513,000株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の処分による減少であります。  
 3.普通株式の自己株式の株式数は、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式(当事業年度期首4,267,000株、当事業年度末3,754,000株)を含めて記載しております。

## 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却費損金算入限度超過額	429百万円
減損損失	113
投資有価証券評価損	517
関係会社株式評価損	5,257
賞与引当金損金算入限度超過額	1,183
未払事業税	159
退職給付引当金	210
役員退職慰労金	31
税務上の無形固定資産	159
その他	640
小計	8,703
評価性引当額	△5,578
繰延税金資産合計	3,124

(繰延税金負債)

圧縮記帳積立金	990
その他有価証券評価差額金	40
繰延ヘッジ損益	0
繰延税金負債合計	1,031
繰延税金資産の純額	2,092

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.2
住民税均等割	0.3
評価性引当額	0.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.1
相互協議による保証調整金	△5.0
税額控除	△4.8
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>17.9</u>

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は159百万円減少し、法人税等調整額が156百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円それぞれ増加しております。

#### リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、コンピュータ端末機（工具、器具及び備品）であります。

- (2) リース資産の減価償却の方法

前記の「重要な会計方針に係る事項（2）固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		役員の 兼任等	事業上の関係				
NMB-Minebea-GmbH	100.0	兼任 1人	当社の製品及び仕入製品を主にドイツで販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	27,398	売 掛 金	4,247
Precision Motors Deutsche Minebea GmbH	100.0	兼任 1人	モーター等の設計、開発をしている。	開発費負担金の支払	1,493	未 払 金	244
NMB-Minebea Thai Ltd.	100.0	兼任 3人	機械加工品及び電子機器等を製造し、当社が仕入販売をしている。資金の貸付あり。	機械加工品及び電子機器等の仕入	230,479	買 掛 金	24,701
				当社の製品及び仕入製品の販売	19,208	売 掛 金	3,323
				資金の貸付	46,700	短期貸付金	12,300
				資金の回収	47,900	-	-
				受取利息	177	-	-
-	-	債務保証	21,061				
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS (SHANGHAI) LTD.	100.0	兼任 2人	機械加工品及び電子機器等を製造し、当社が仕入販売をしている。	機械加工品及び電子機器等の仕入	35,159	買 掛 金	4,992
MINEBEA (HONG KONG) LIMITED	100.0	兼任 1人	当社の製品及び仕入製品を主に中華圏で販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	227,398	売 掛 金	20,346
MINEBEA (CAMBODIA) Co., Ltd.	100.0	兼任 2人	資金の貸付あり。	資金の貸付	44,116	短期貸付金	8,019
				資金の回収	44,678	-	-
				受取利息	185	-	-
NMB KOREA CO., LTD.	100.0	兼任 2人	当社の製品及び仕入製品を主に韓国で販売している。	当社の製品及び仕入製品の販売	60,758	売 掛 金	8,398

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1.取引金額等については、市場価格等を勘案し、交渉の上決定しております。
- 2.貸付金の貸付利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 3.債務保証は、各会社の銀行借入等に対して行っております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員等の兼任	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社啓愛社	(被所有)直接 2.67	兼任 1人	当社が機械設備、部品及び油脂類等を購入している。	機械設備、部品及び油脂類等の購入	2,803	買掛金 ※2	268
					工具、器具及び備品等のリース取引及び賃借料等	637	リース資産	41
							リース債務 ※2	44
							未払金、流動負債 その他 ※2	24
					土地の賃貸料等	35	未収入金 ※2	2
その他営業外収入	12							

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1.取引金額等については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※2.取引金額は、消費税抜きによっておりますが、期末残高には消費税等が含まれております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 514円15銭  
(2) 1株当たり当期純利益 31円41銭

## 退職給付会計に関する注記

### (1) 企業の採用する退職給付制度

従業員の退職金の支給に備えるため、積立型、非積立型の確定給付年金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給いたします。

### (2) 確定給付制度

#### ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,375百万円
勤務費用	1,052
利息費用	189
数理計算上の差異の当期発生額	1,866
退職給付の支払額	△598
退職給付債務の期末残高	22,885

#### ② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,857百万円
期待運用収益	397
数理計算上の差異の当期発生額	△702
事業主からの拠出額	878
退職給付の支払額	△596
年金資産の期末残高	19,834

#### ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	22,876百万円
年金資産	△19,834
	3,042
非積立型制度の退職給付債務	8
未積立退職給付債務	3,051
未認識数理計算上の差異	△1,692
未認識過去勤務費用	△661
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	696
退職給付引当金	696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	696

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,052百万円
利息費用	189
期待運用収益	△397
数理計算上の差異の費用処理額	△99
過去勤務費用の費用処理額	330
確定給付制度に係る退職給付費用	1,076

⑤ 年金資産に関する事項

イ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	52%
株式	25
保険資産（一般勘定）	14
その他	9
合 計	100

ロ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産型の現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	2.0%
退職給付見込額の期間配分法	給付算定式基準

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、174百万円であります。

**重要な後発事象に関する注記**

(シンガポールの競争当局による調査について)

当社及び当社子会社はシンガポールの競争当局の調査を受けて協力してまいりましたが、平成28年5月4日付にて調査を終了する旨の通知をシンガポール競争当局より受けました。これによる損益に与える影響はありません。



計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	39,710	837	97	1,021	40,449	24,376
	構築物	3,380	50	22	168	3,408	2,361
	機械及び装置	27,838	1,669	480	1,068	29,027	24,710
	車両運搬具	60	2	2	4	60	42
	工具、器具及び備品	8,841	963	489	708	9,315	7,196
	土地	15,338	105	6 (6)	-	15,438	-
	リース資産	512	4	175	86	341	249
	建設仮勘定	909	3,430	2,167	-	2,172	-
	計	96,593	7,062	3,443 (6)	3,058	100,212	58,937
無形固定資産	のれん	1,739	-	-	127	1,739	1,485
	特許権	362	85	30	65	418	225
	借地権	35	-	-	-	35	-
	ソフトウェア	2,134	1,819	296	211	3,657	438
	その他	30	-	-	-	30	-
	計	4,302	1,905	326	403	5,881	2,149

- (注) 1. 金額は、取得価額により記載しております。  
 2. 「当期減少額」欄の(内書)は、減損損失の計上額であります。  
 3. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額 (単位：百万円)	
建物	浜松工場原材料棟改修工事等	372
	軽井沢工場空調改修工事等	90
	3M法電波暗室	70

資産の種類	内容及び金額 (単位：百万円)	
機械及び装置	ロッドエンド生産設備	299
	工機部生産設備	126
	メカアッシー生産設備	125
	ベアリング生産設備	120
	BL組立用ストレートライン	85
工具、器具及び備品	金型	136
	X線CT装置	79
建設仮勘定	大森厚生施設関連費用	593
	輸送用設備費用	568
ソフトウェア	基幹システム	1,486

4. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額 (単位：百万円)	
機械及び装置	マシニングセンター	35
	NC旋盤一式	30
	ワイヤー放電加工機	27
	耐液揺動試験機	25
工具、器具及び備品	金型	230
建設仮勘定	計測機器生産設備	241
	浜松工場原材料棟改修工事等	228
	軽井沢工場自社製機械	207

## 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	3,991	3,829	3,991	3,829
役員賞与引当金	201	180	201	180
製品補償損失引当金	345	-	43	302
執行役員退職給与引当金	174	47	44	177

(注) 1. 引当金の計上の理由及び金額の算定方法は、個別注記表 重要な会計方針に係る事項 (4) 引当金の計上基準に記載しております。

2. 退職給付に関する注記は、個別注記表 退職給付会計に関する注記に記載しております。

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額
販 売 手 数 料	46
荷 造 運 賃	2,017
広 告 宣 伝 費	230
製 品 検 査 料	15
役 員 報 酬	389
給 料 手 当	6,384
賞 与	9
賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,960
退 職 給 付 費 用	466
執 行 役 員 退 職 金	0
執 行 役 員 退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額	47
役 員 賞 与	0
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入 額	180
福 利 厚 生 費	1,722
交 際 費	77
旅 費 交 通 費	1,599
通 信 費	97
水 道 光 熱 費	178
事 務 用 消 耗 品 費	31
租 税 公 課	565
減 価 償 却 費	977

科 目	金 額
の れ ん 償 却 費	127
修 繕 費	269
業 務 委 託 費	4,090
保 険 料	425
手 数 料	83
賃 借 料	752
研 究 開 発 費	2,106
そ の 他	△ 339
計	25,512

(注) 「その他」に含まれる寄付金(19百万円)には、無償の利益供与を含みますが、会社法第120条に抵触するものではありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

ミネベア株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 敏 弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野村 哲 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神山 卓 樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミネベア株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日にミツミ電機株式会社との間で、経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

ミネバ株式会社  
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 敏 弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野村 哲 明 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神山 卓 樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミネバ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は平成28年3月30日にミツミ電機株式会社との間で、経営統合契約及び株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討いたしました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118号第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員  
の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の独占禁止法違反に係る件については、当社グループ全体で再発防止に向けてコンプライアンス体制のより一層の強化に取り組んでいることを確認しております。今後とも監査役会は、独占禁止法の遵守を含むコンプライアンスのさらなる強化及び徹底への取組みを確認してまいります。

平成28年5月10日

ミネベア株式会社 監査役会

常勤監査役 清水 一成 ㊟

常勤社外監査役 時丸 和好 ㊟

社外監査役 陸名 久好 ㊟

社外監査役 柴崎伸一郎 ㊟

以上